

メートル未満又は陸路二十五キロメートル未満の旅行の場合における日当の額は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、前項の規定にかかるらず、同項の定額の二分の一に相当する額による。

3 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道四キロメートル、水路二キロメートルをそれぞれ陸路一キロメートルとみなして、前項の規定を適用する。

(部隊出動の旅費)

第十八条の二

警察職員が、警備訓練又は騒じよう、災害その他の緊急事態における鎮圧のため、部隊として旅行する場合において、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊したときは、一級の職務にある者の宿泊料の二分の一に相当する額による。

2 警察職員が前項の職務執行のため、夜間従務し翌日にわたり引き続き五時間以上にわたる場合には、一級の職務にある者の宿泊料の二分の一に相当する額を支給することができる。

(近距離旅行の旅費)

第二十四条 在勤公署又は住所若しくは居所からの路程が八キロメートル未満の旅行については、旅費は支給しない。ただし、次

メートル未満又は陸路二十五キロメートル未満の旅行の場合における日当の額は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、前項の規定にかかるらず、同項の定額の二分の一に相当する額による。

二 職員が、県の公舎に居住すること又はこれを明け渡すことを命ぜられ、住所又は居所を移転した場合には、別表第二の路程五十キロメートル未満の場合の移転料定額の三分の一に相当する額(扶養親族を随伴しない場合には、その二分の一に相当する額)の移転料。ただし、当該移転料の額を計算する場合において、その額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(部隊出動の旅費)

2 警察職員が、警備訓練又は騒じよう、災害その他の緊急事態における鎮圧のため、部隊として在勤地外に旅行する場合には、二等の鉄道賃、船賃又は車賃の実費及び一級の職務にある者の日当の額による。

3 警察職員が第一項の職務執行のため、夜間従務し翌日にわたり引き続き五時間以上にわたる場合には、一級の職務にある者の宿泊料の二分の一に相当する額による。

(在勤地内旅行の旅費)

第二十四条 在勤地内における旅行については、次の各号の一に該当する場合には、次の各号に規定する額の旅費又は当該旅費

の各号のいずれかに該当する場合においては、それぞれ当該各号に規定する額の旅費を支給する。

一 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合には、別表

第一の日当定額の二分の一以内において別に知事が定める額の日当に定める宿泊料。

二 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合には、別表

第一の日当定額の二分の一以内において別に知事が定める額の日当に定める宿泊料。

三 第二十五条第一項第二号又は第三号に該当する場合には、当該各号に規定する額の宿泊料。

3 第二十五条第一項第二号又は第三号に該当する場合には、当該各号に規定する額の鉄道賃、船賃、車賃又は移転料。

3 第二十五条第一項第二号又は第三号に該当する場合には、当該各号に規定する額の鉄道賃、船賃、車賃又は移転料。

(目的地内の旅行の旅費)

第二十五条 目的地内における旅行について

は、鉄道賃、船賃及び車賃は支給しない。

ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合で、その実費額が当該旅行について支給される日当額の二分の一に相当する額を超える場合には、その超過部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃を支給する。

(在勤地以外の同一地域内旅行の旅費)

第二十五条 在勤地以外の同一地域内における旅行について

は、鉄道賃、船賃及び車賃は支給しない。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合で、その実費額が当該旅行について支給される日当額の二分の一に相当する額を超える場合には、その超過部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃を支給する。

1 鉄道百キロメートル、水路五十キロメートル又は陸路二十五キロメートル以上の旅行の場合には、第十三条、第十四条又は第十六条の規定による鉄道賃、船賃又は車賃は車賃を要する場合で、その実費額が当該旅行について支給される日当額の二分の一に相当する額を超える場合には、その超過部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃を支給する。

(在勤地内旅行の旅費)

第二十四条 在勤地内における旅行については、次の各号の一に該当する場合には、当該各号に規定する額の旅費又は当該旅費

を基準とする日額旅費を支給する。

1 旅行が行程八キロメートル以上又は引き続き五時間以上にわたる場合には、別表

第一の日当定額の二分の一以内において別に知事が定める額の日当

略
附
則

第二十八条 削除

三 職員が、県の公舎に居住すること又はこれを明け渡すことを命ぜられ、住所又は居所を移転した場合には、別表第二の鉄道五十キロメートル未満の場合の移転料定額の三分の一に相当する額（扶養親族を随伴しない場合には、その二分の一に相当する額）の移転料。但し、当該移転料の額を計算する場合において、その額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（鉄道、水路又は陸路にわたる旅行の場合における換算）

第二十八条 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道四キロメートル、水路二キロメートルをもつて、それぞれ陸路一キロメートルとみなして、第十七条第二項及び第二十五条第一号の規定を適用する。

1 | 略

2 鉄道賃及び船賃の額については、任命権者が知事に協議して定める旅行（公務上の必要その他特別の事情があるものに限る。）のため支給するものを除き、当分の間、第十三条第一項第二号中「一等の運賃」とあるのは「知事等の職務にある者については一等の運賃、九級以下の職務にある者については二等の運賃」と、同項第五号中「第三号の規定に該当する線路で」とあるのは「知事等の職務にある者が第三号の規定に

該当する線路で」と、「旅行の場合」とあるのは「旅行をする場合」と、第十四条第一項第二号中「上級の運賃」とあるのは「知事等の職務にある者については上級の運賃、九級以下の職務にある者については下級の運賃」と、同項第五号中「第三号の規定に該当する船舶で」とあるのは「知事等の職務にある者が第三号の規定に該当する船舶で」と、「旅行の場合」とあるのは「旅行をする場合」として、これらの規定を適用する。

別表第一（第十七条、第十八条、第十九条、第二十一条、第二十四条関係）

日当、宿泊料及び食卓料の定額

区 分		日 当		宿泊料（一夜につき）	
区 分		日 当		食卓料（一夜につき）	
知事等	副知事及び 出納長	知事等	副知事及び 出納長	知事等	副知事及び 出納長
五級以下の職務にある者		六級以上の職務にある者		七級以下の職務にある者	
二、一〇〇円		二、六〇〇円		三、三〇〇円	
一〇、九〇〇円	甲 地 方	一四、八〇〇円	甲 地 方	一六、五〇〇円	甲 地 方
九、八〇〇円	乙 地 方	一三、三〇〇円	乙 地 方	一四、九〇〇円	乙 地 方
二、一〇〇円	食 卓 料	二、一〇〇円	食 卓 料	三、三〇〇円	食 卓 料

日当、宿泊料及び食卓料の定額

区 分		日 当		宿泊料（一夜につき）	
区 分		日 当		食卓料（一夜につき）	
知事等	副知事及び 出納長	知事等	副知事及び 出納長	知事等	副知事及び 出納長
九級以下の職務にある者		六級以上の職務にある者		七級以下の職務にある者	
二、二〇〇円		二、一〇〇円		三、〇〇〇円	
一〇、九〇〇円	甲 地 方	一四、八〇〇円	甲 地 方	一六、五〇〇円	甲 地 方
九、八〇〇円	乙 地 方	一三、三〇〇円	乙 地 方	一四、九〇〇円	乙 地 方
二、一〇〇円	食 卓 料	二、一〇〇円	食 卓 料	三、三〇〇円	食 卓 料

別表第一（第十七条、第十八条、第十九条、第二十一条、第二十四条関係）

別表第二（第二十条、第二十五条関係）

移転料の定額

区 分		ト ル		メートル		キロメー		ト ル		メートル		キロメー	
区 分		ト ル		メートル		キロメー		ト ル		メートル		キロメー	
知事等	副知事及び 出納長	ト ル	メートル										
三級以下の職務にある者		一〇、四〇〇円											
七級以下の職務にある者		一〇、七〇〇円											
七級以上の職務にある者		一〇、九〇〇円											
九級以下の職務にある者		一〇、九〇〇円											

備考 路程の計算については、水路及び陸路四分の一キロメートルをもつて鉄道一キロメートルとみなす。

移転料の定額

区 分		ト ル		メートル		キロメー		ト ル		メートル		キロメー	
区 分		ト ル		メートル		キロメー		ト ル		メートル		キロメー	
知事等	副知事及び 出納長	ト ル	メートル										
九級以下の職務にある者		一〇、九〇〇円											
七級以下の職務にある者		一〇、九〇〇円											
七級以上の職務にある者		一〇、九〇〇円											
九級以下の職務にある者		一〇、九〇〇円											

別表第二（第二十条、第二十五条関係）

附則第四項（佐賀県議会の公聴会参加者等に対する実費弁償支給条例の一部改正）に
係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>第二条 旅費の額は、次のとおりとする。</p> <p>旅費額 県の行政職一級の職務にある者の受ける旅費に相当する額</p>	<p>第二条 旅費の額は、次のとおりとする。</p> <p>旅費額 県の行政職二級の職務にある者の受ける旅費に相当する額</p>

附則第五項（佐賀県秘書の給与及び旅費に関する条例の一部改正）に係る新旧対照表

改正後	改正前																
<p>別表第二（第4条関係）</p> <p>秘書の旅費額表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給区分</th> <th>旅費額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号給から5号給までの給料を受ける職員</td> <td>4級の職務にある職員の受ける旅費に相当する額</td> </tr> <tr> <td>6号給から10号給までの給料を受ける職員</td> <td>6級の職務にある職員の受ける旅費に相当する額</td> </tr> <tr> <td>11号給から22号給までの給料を受ける職員</td> <td>8級以上の職務にある職員の受ける旅費に相当する額</td> </tr> </tbody> </table> <p>(備考) 略</p>	号給区分	旅費額	1号給から5号給までの給料を受ける職員	4級の職務にある職員の受ける旅費に相当する額	6号給から10号給までの給料を受ける職員	6級の職務にある職員の受ける旅費に相当する額	11号給から22号給までの給料を受ける職員	8級以上の職務にある職員の受ける旅費に相当する額	<p>別表第二（第4条関係）</p> <p>秘書の旅費額表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給区分</th> <th>旅費額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号給から5号給までの給料を受ける職員</td> <td>6級の職務にある職員の受ける旅費に相当する額</td> </tr> <tr> <td>6号給から10号給までの給料を受ける職員</td> <td>8級の職務にある職員の受ける旅費に相当する額</td> </tr> <tr> <td>11号給から22号給までの給料を受ける職員</td> <td>10級以上の職務にある職員の受ける旅費に相当する額</td> </tr> </tbody> </table> <p>(備考) 略</p>	号給区分	旅費額	1号給から5号給までの給料を受ける職員	6級の職務にある職員の受ける旅費に相当する額	6号給から10号給までの給料を受ける職員	8級の職務にある職員の受ける旅費に相当する額	11号給から22号給までの給料を受ける職員	10級以上の職務にある職員の受ける旅費に相当する額
号給区分	旅費額																
1号給から5号給までの給料を受ける職員	4級の職務にある職員の受ける旅費に相当する額																
6号給から10号給までの給料を受ける職員	6級の職務にある職員の受ける旅費に相当する額																
11号給から22号給までの給料を受ける職員	8級以上の職務にある職員の受ける旅費に相当する額																
号給区分	旅費額																
1号給から5号給までの給料を受ける職員	6級の職務にある職員の受ける旅費に相当する額																
6号給から10号給までの給料を受ける職員	8級の職務にある職員の受ける旅費に相当する額																
11号給から22号給までの給料を受ける職員	10級以上の職務にある職員の受ける旅費に相当する額																

●佐賀県条例第五号

佐賀県知事 古川 康

佐賀県議会議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例
佐賀県議会議員報酬及び費用弁償支給条例（昭和三十年佐賀県条例第二号）
の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表を次のように改める。

議員	副議長	議長	区分	報酬の月額(円)
七六〇、〇〇〇	八二〇、〇〇〇	九四〇、〇〇〇	報酬の月額(円)	九四〇、〇〇〇

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

参考資料

佐賀県議会議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

第三条 前条に規定する報酬の月額は、次の表のとおりとする。

改正後

改正前

第三条 前条に規定する報酬の月額は、次の表のとおりとする。

改正後

改正前

佐賀県議会議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例をここに公
布する。

2 略

議員	副議長	議長	区分	報酬の月額(円)
七六〇、〇〇〇	八二〇、〇〇〇	九四〇、〇〇〇		

2 略

議員	副議長	議長	区分	報酬の月額(円)
八一〇、〇〇〇	八八〇、〇〇〇	一、〇一〇、〇〇〇		

佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十三日

佐賀県知事 古川康

●佐賀県条例第六号

佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年佐賀県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第一号中「監獄」を「刑事施設」に改める。

第十条の二第二号を次のように改める。

二 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第六項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）

第十条の二に次の一号を加える。

三 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に準ずる施設として知事が定めるものに入所している場合

附 則

この条例は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、第八条第一号の改正規定は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律（平成十七年法律第五十号）の施行の日から施行する。

参考資料

佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

	改 正 後 (休業補償)	改 正 前 (休業補償)
第一条	第八条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、療養のため通勤その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の収入を得ることができないときは、休業補償として、その収入を得ることができない期間につき、補償基礎額の百分の六十に相当する金額を支給する。	第八条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、療養のため通勤その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の収入を得ることができないときは、休業補償として、その収入を得ることができない期間につき、補償基礎額の百分の六十に相当する金額を支給する。
第二条	ただし、次に掲げる場合（規則で定める場合に限る。）には、その拘禁され、又は収容されている期間については、休業補償は、行わない。	ただし、次に掲げる場合（規則で定める場合に限る。）には、その拘禁され、又は収容されている期間については、休業補償は、行わない。
第三条	一 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている場合 二 略	一 監獄、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている場合 二 略
第四条	（介護補償） 第十条の二 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて規則で定める程度のものにより、常時又は隨時介護をする状態にあり、かつ、常時又は隨時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は隨時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して知事が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。	（介護補償） 第十条の二 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて規則で定める程度のものにより、常時又は随时介護をする状態にあり、かつ、常時又は随时介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随时介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して知事が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。
第五条	一 略 二 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）	一 略 二 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第百二十九号）

百二十三号) 第五条第十二項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第六項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)

三 障害者支援施設(生活介護を行うものに限る。)に準ずる施設として知事が定めるものに入所している場合

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十三日

○佐賀県条例第七号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年佐賀県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「三年」を「五年」に改め、同条第三項中「三年」を「五年」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、派遣の期間が五年を経過する際に、後任者への事務引継、第二条第一項の規定により派遣された職員が従事する事業の終了の遅延等の事由により、引き続き五年を超えて派遣の期間を更新する必要がある場合であつて、当該更新によつても派遣の期間が引き続き五年三月を超えないこととなるときは、この限りではない。

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

第二百八十三号) 第三十条に規定する身体障害者療護施設その他これに準ずる施設として知事が定めるものに入所している場合

改 正 後	改 正 前
(派遣期間の更新等)	
第三条 略	第三条 略
2 任命権者は、五年を超える期間を定めて職員を派遣するときは、人事委員会に協議しなければならない。	2 任命権者は、三年を超える期間を定めて職員を派遣するときは、人事委員会に協議しなければならない。
3 前項の規定は、派遣の期間を更新する場合において派遣の期間が引き続き五年を超えることとなるとき、及び引き続き五年を超えて派遣されている派遣職員の派遣の期間を更新する場合に準用する。ただし、派遣の期間が五年を経過する際に、後任者の事務引継、第二条第一項の規定により派遣された職員が従事する事業の終了の遅延等の事由により、引き続き五年を超えて派遣の期間を更新する必要がある場合であつて、当該更新によつても派遣の期間が引き続き五年三月を超えないこととなるときは、この限りではない。	3 前項の規定は、派遣の期間を更新する場合において派遣の期間が引き続き三年を超えることとなるとき、及び引き続き三年を超えて派遣されている派遣職員の派遣の期間を更新する場合に準用する。
○佐賀県条例第八号	○佐賀県条例第八号
職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成十八年三月二十三日	平成十八年三月二十三日
佐賀県知事 古川康	佐賀県知事 古川康